

# 小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用設備設置方針

## 1. 建物要件

必須項目	景観形成基準		対象	対象外
	屋根形状	勾配屋根（ただし、片流れを除く）	○	
		片流れ、段違い、陸屋根		○
	緑化	敷地面積の15%以上の緑化 小布施駅周辺地区及び町組周辺地区は敷地のうち道路に面する側を重点的に緑化すること	○	
芝生のみ、樹木の植栽なし			○	
協力項目（※1）	景観形成基準		減額	
			無	有
	屋根色彩	黒又は濃灰色（原色は不可）	○	
		その他		○
	外壁色彩	土壁色、アイボリー、白	○	
		黒（※2）、その他		○
	屋根形状 勾配	屋根形状が切妻（寄棟・入母屋を含む）かつ勾配が3寸以上	○	
		その他		○
軒の出	650 mm以上	○		
	その他		○	

※1 協力項目への適合数により、補助金額の減額が生じます

※2 材質等も考慮し、住まいづくり相談等で総合判断します

## 2. 設備要件

	景観形成基準
モジュール・集熱器の色彩	周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、濃灰色、濃紺、ダークブラウンの中から最も周囲と調和するものを選択すること
モジュール・集熱器の素材	反射光を抑える処置がされたものを選択すること
モジュール・集熱器のデザイン	文字や絵、図等が描かれていない等、モジュール及び集熱器本体の模様ができるだけ目立たないものを選択すること
フレームの色彩	周囲から太陽エネルギー利用設備が見えないような措置等を行う場合を除き、モジュール・集熱器の色彩と同等のものとする
フレームの素材	反射光を抑える処置がされたものを選択すること

## 3. 設置要件

	景観形成基準
傾斜角度	太陽光発電システムのモジュール及び太陽熱利用システムの集熱器は、設置する住宅の屋根と一体に見えるよう、できるだけ屋根面に密着させて設置すること
高さ限度	太陽光発電システムのモジュール及び太陽熱利用システムの集熱器は、設置する住宅の棟を超えないものとする
蓄熱槽の配置	太陽熱利用システムの蓄熱槽は隣地境界線から50センチメートル以上の距離を保つ位置に設置すること